

（臨時会費、特別会計、創立記念事業基金）

- 第32条 1. 本会の運営上必要とする場合は、理事会の決議により臨時会費を集めることができます。
2. 同じく運営上必要とする場合は、特別会計を設置することができます。
3. 久代小学校創立記念事業の円滑推進のために、創立記念事業基金を設置することができます。

（方針外流用の禁止）

- 第33条 本会の経費は、本会の運営方針以外に使用したり、流用したりすることはできません。

（会計帳簿）

- 第34条 本会の会計には、金銭出納簿と予算費目収支簿を備え、常に収支の状況を保全することにします。但し、三年間は保管します。

（監査）

- 第35条 会計収支は、会計執行完了後、すみやかに会計監査を受けなければなりません。また、年度途中に会計状況の監査を受けることもあります。

（会計年度）

- 第36条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

第8章 補 則

（運営細則）

- 第37条 本会の運営上必要な細則は、この規約に反しない限り理事会で決めることができます。

第9章 その他

（個人情報の取り扱い等）

- 第38条 本会は任意の団体であり、個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取り扱い細則」に定め適正に運用するものとする。